

# 自衛隊名簿提供違憲訴訟 (R Y U裁判) をなぜ起こしたのか

報告 奈良県平和委員会理事長  
裁判を支援する会事務局長  
河戸憲次郎

2024年7月14日

## 自衛隊名簿提供違憲訴訟（RYU裁判）

- 奈良市在住の18歳高校3年生（提訴当時）を原告に。
- 被告は奈良市と国。
- 損害賠償請求を求める。（100万円と弁護士費用）
- 原告は完全匿名で。

**当事者である青年本人が原告となる全国で初めての裁判**



**2024年3月29日 奈良地裁へ提訴**

## RYU裁判をなぜ起こしたのか

自治体申し入れだけでは状況を変えられない。

憲法を武器に裁判でたたかえば勝利できる！

原告になる青年が見つかった！

# 自衛官募集名簿問題とは 1

- ①防衛省・自衛隊の求めに応じて、全国各地の地方自治体が、青年（18歳・22歳）の個人情報を、自衛隊に提供している。
- ②個人情報とは、氏名、住所、生年月日、性別。
- ③本人や家族の承諾を得ず、その事実を知らせず。

## 自衛官募集名簿問題とは 2

- ④自衛隊は入手した情報をもとに、青年へ隊員募集のダイレクトメール送付している。
- ⑤「**今年度高等学校をご卒業予定の皆様へ**」という手紙を添えて
- ⑥手紙には「個人情報は、自衛隊法**97条1項**、及び自衛隊法施行令**120条**に基づく…提供依頼、又は、住民基本台帳法**11条1項**に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧を通じて入手…」と記載。

## 今年度高等学校をご卒業予定の皆様へ

突然のお手紙を失礼致します。

私たちは、奈良県における自衛官等の募集・採用業務を担当している自衛隊奈良地方協力本部という組織です。

この度は、18歳を迎えられ、高校等卒業後の進路を検討されている方及び保護者様に自衛官等の募集・採用について御案内させていただきたく、お手紙を差し上げました。もし、御案内が不要であれば、ご容赦願います。

自衛官の採用コースには、自衛隊の組織のリーダーとなる「防衛大学校学生」、自衛隊の医師・看護師となる「防衛医科大学校学生」、パイロットを養成する「航空学生」、自衛隊の中核のスペシャリストとして定年まで働くことができる「一役曹候補生」、2年から3年の任期で今後の進路を自ら選択できる「自衛官候補生」等があります。

今後の進路として、進学先・就職先の選択肢のひとつとして検討していただきたく御案内しておりますので御確認していただけましたら幸いです。

自衛隊を御理解いただくための各種イベントも準備しておりますので、お気軽にご連絡ください。

本案内の送付に際して使用した個人情報、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条に基づく地方公共団体への募集対象者情報の提出依頼、又は、住民基本台帳法第11条第1項に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧を通じて入手しております。

なお、入手した個人情報につきましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令等の関係法令に基づき、厳正に管理しております。

郵便はがき



料金別納  
郵便

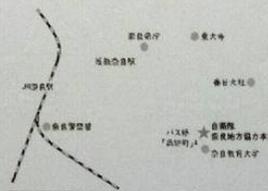


### 自衛隊奈良地方協力本部

〒630-8301

奈良市高畑町552 奈良第2地方合同庁舎内  
0742-23-7001

- ◆奈良募集案内所  
0742-27-5701
- ◆天理募集案内所  
0743-63-2540
- ◆橿原地域事務所  
0744-29-9060
- ◆五條地域事務所  
0747-22-3789



## 自衛隊種目案内

### 自衛官候補生

試験日	9月以降毎月
受付期間	年間を通して

1任期2~3年  
自衛隊を退職する場合は  
再就職を支援します



### 一般曹候補生

試験日	1次 9月16日~17日 2次 10月22日、29日
受付期間	7月1日~9月5日

終身雇用  
部隊の中核として  
活躍するなら



### 防衛大学校生

試験日	1次 10月28日 2次 11月28日~12月2日
受付期間	7月1日~10月18日

幹部を目指すなら



### 航空学生

試験日	1次 9月18日 2次 10月14日~19日 3次 別示
受付期間	7月1日~9月7日

空自・海自の  
パイロットを  
目指すなら



### 防衛医科大学校生

試験日	【医学科】 1次 10月21日 2次 12月13日~15日 【看護学科】 1次 10月14日 2次 11月25日・26日
	【医学科】 7月1日~10月11日 【看護学科】 7月1日~10月4日
受付期間	

自衛隊の  
医者・看護師を  
目指すなら



資料請求は  
こちら



質問欄に **DM** と  
ご記入ください。

## 自衛官採用コンテンツ配信中！

自衛官に興味がある人はこちらをチェック！



自衛官の本音を伝える  
「ぶっちゃけ自衛官」  
自衛隊の多様性がわかる  
「自衛隊のソシ、できます」  
など様々な動画が  
載っているよ！

自衛隊紹介



### 自衛官の 職種職域



航空管制官  
などもあるよ



陸・海・空の自衛隊  
の中でも、警察、  
コックさんなど、皆  
が知らない職種を紹  
介しているよ！  
アニメも見てね！



自衛隊の  
イベントを  
知りたい！



メルマガ  
が見たい！

自衛隊のことを  
もっと知りたい



楽しい  
コンテンツ  
がいっぱい  
シカ！



奈良地本ホームページ等はこちら



(Twitter)



(HP)



(Instagram)

## 第2 事実経過

- ◆ 2022年7月 奈良市 「除外申請制度」導入  
同年10月1日 「情報提供除外申請書」受付 開始
- ◆ 2022年12月8日  
自衛隊奈良地方協力本部長 → 奈良市長  
募集対象者の個人4情報に関する資料についての紙媒体  
又は電子媒体での提出を依頼
- ◆ 2023年1月30日  
奈良市と自衛隊奈良地本  
「奈良市自衛官等募集に係る住民基本台帳の一部の写し  
の提供に関する覚書」
  - ☞ 募集対象者の個人4情報を紙媒体で提供へ

## 第2 事実経過

### ◆ 2023年2月

奈良市 → 自衛隊奈良地本

募集対象者の個人4情報を紙媒体で提供

募集対象者の人数 18歳2993人(未成年)

22歳3426人

### ◆ 2023年7月上旬

原告の元に、自衛隊奈良地本からの郵便はがき配達

「今年度高等学校をご卒業予定の皆さまへ」

「この度は、18歳を迎えられ、高校等卒業後の進路を検討されている方及び保護者様に自衛官等の募集・採用について御案内させていただきたく、お手紙を差し上げました。」

# 自衛隊への「適齢者名簿」提供が全国で急増

## 自衛官・自衛官候補生募集のため名簿などの提供に応じる自治体数の推移

(全国1741自治体)



※小数点以下は四捨五入 ※防衛省への取材に基づく  
 ※2023年度は24年度に入り集計見込み

## 政令指定都市(20市)では急増

2019年 川崎市、京都市、大阪市、  
熊本市

4市

2022年 札幌市、仙台市、川崎市、  
横浜市、相模原市、新潟市、  
静岡市、浜松市、名古屋市、  
京都市、大阪市、堺市、  
神戸市、岡山市、北九州市、  
福岡市、熊本市

17市

※筆者調べ

※九州7県の自治体では昨年度約73%の市町村が名簿提供 (〔西日本新聞〕2023年5月11日付)

※中部6県(愛知、岐阜、三重、長野、福井、滋賀)の全114市では今年度約74%の自治体が名簿提供あるいは提供予定

(〔中日新聞〕2023年8月1日付)

# 個人情報保護は基本的人権

①憲法13条

②個人情報保護法。

③住民基本台帳法。

④奈良市個人情報保護条例（個人情報保護法に一本化）

個人情報保護は時代の要請。それなのになぜ？

- プライバシー権は、デジタル化が急速に進む現代社会においては、人が「個人」として存在し、「個人」として自己決定し、「個人」として生きていくために、自らの個人情報、誰に、どの範囲で開示するのかについて、決定する極めて重要な権利（自己情報コントロール権）。
- 行政機関が個人情報を保有できるのは「法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合」で、「利用目的をできる限り特定」する場合に限定される（個人情報保護法61条1項）
- 利用目的以外の目的のために利用、提供してはならない（同法69条1項）
- 本件では、住民基本台帳法の規定を無視し、奈良市が、違法にも、本人に無断で、目的外に個人情報を提供している。

# 個人情報保護は基本的人権

そんなこと、ありえないというのが普通の市民感覚

しかし現実には、全国で大規模なプライバシー侵害が起こっている！しかも、国・自治体の行為によって。



名簿提供されている青年の数は、全国で約200万人？

# 個人情報保護は基本的人権

自治体「法令に基づき適正に対処しています。」

国「特段の問題は生じない。」  
(2020年閣議決定と21年総務省・防衛省連名通知)



法的根拠なし、憲法13条違反！

◆ 個人情報情報を目的外に第三者へ提供する行為は、**基本的人権たる自己情報コントロール権の制約**につながるものであるから、**本人同意が原則**

◆ 同意なく目的外に個人情報の収集・保有・利用・提供が可能となるには、**法令に明確に定められていること**、**高い公益目的が必要**。

◆ 個人情報保護法18条第3項「法令に基づく場合」と定めるが、「ガイドライン」が挙げるのは、**警察による捜査関係事項照会や裁判官の発する令状に基づく捜査に対応する場合、税務署の所得税等に関する調査に対応する場合など**、いずれも高い公益性のある場合に限られている。

## ◆ 2021年の国通達

「自衛隊法第97条第1項及び同法施行令第120条を根拠として募集対象者の個人4情報に関する資料の提出を市区町村長に対して求めることができるとし、この資料として住民基本台帳の一部の写しを用いても住民基本台帳法上特段の問題を生ずるものではない」

## ◆ 自衛隊法第97条第1項

「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」と定めるのみで、募集事務の具体的内容を定めていない。

## ◆ 自衛隊法施行令第120条

「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」

☞ 同条は第七章「雑則」において規定

第七章 114条～119条では地方公共団体の募集事務（募集期間の告示、応募資格の調査及び受験票の交付、応募資格の調査の委嘱、試験期日及び試験場の告示等、広報宣伝）について定めている。

120条はこれらの規定を受けて定められている。

同条はこのような第114条～119条に定められた地方公共団体の募集事務に関する報告や資料の提出の規定

## ◆ 結論

自衛隊法第97条第1項は個人情報取得に関して一切触れていないのであり、その下位規範である同法施行令第120条により広範な個人情報の取得が認められるという解釈は法の授権の限界を超える。

さらに、そもそも自衛隊の募集事務は、単なる一省庁における利益に留まるものであり、高度な公益性を有するものとは決していえない。

よって、憲法上保障された人権の制約根拠となり得ない。

◆ 奈良市は、**住民基本台帳法第11条第1項**に基づいて個人4情報を提供(議会答弁)

☞ 住民基本台帳の一部の写しの**「閲覧」**を定めるのみ  
個人4情報を**紙媒体**で提供することはできない。

◆ **同法第12条の2** 国の機関が住民票の写し等の交付を  
請求することができる旨の規定

☞ **請求対象者個人**の住民票の写し等の交付を求める規定  
であり、この規定によって、**一定の年齢の**個人4情報を、根こそぎ、紙媒体で提供することはできない。

# 個人情報保護は基本的人権

自治体「自衛隊員の募集という目的に公益性あり。」  
自衛隊と覚書締結。隊員募集の目的外には使わない。



現在の自衛隊は憲法9条違反が明白！

今日の自衛隊の実態が明白な違憲であることを  
裁判で立証する絶好のチャンス。

**2014年 集団的自衛権の容認・閣議決定**

**2015年「安保法制」（戦争法）の強行**

**2022年12月16日**

**「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」（安保3文書）の閣議決定を強行**

**敵基地攻撃能力の保有、軍事費倍増へ**

**2024年4月10日 日米共同声明**

**「日米安保条約の歴史的な大改悪」**

**自衛隊は米軍の指揮のもとにたたかうことに**

## ◆ 「自衛官」及び「自衛官候補生」の意味

自衛隊に所属する者は全員「自衛隊員」であり、その中で階級を持ち、国際法において正規軍の兵士として扱われる者を「自衛官」という。他に防衛事務官、技官などがある。

「自衛官候補生」は、自衛隊員に採用後に任命され、自衛官となるために必要な基礎的教育訓練に専念し、自衛官候補生として所要の教育を経て3ヶ月後に2等陸・海・空士（任期制自衛官）に任官する者である。

従って、自衛隊は軍隊であり、自衛官は兵士である。

- 専守防衛の自衛隊は憲法第9条第2項の「戦力」に該当しないという憲法解釈をとる政府も、「国際法上、軍隊とは、一般的に、武力紛争に際して武力を行使することを任務とする国家の組織」としたうえで、自衛隊を「我が国を防衛することを主たる任務とし憲法第9条の下で許される『武力の行使』の要件に該当する場合の自衛の措置としての『武力の行使』を行う組織であることから、国際法上、一般的には、軍隊として取り扱われるものと考えられる。」として、自衛隊が軍隊であり、自衛官が兵士であることを認めている。

## ◆ 自衛官＝兵士の職務の本質は「賭命義務」

- 武力を行使する兵士には、「**賭命義務**」が課される。公務員の職務の中には、その職務を遂行するうえで生命の危殆に直面しうるものがあるが、自衛官には「**自らの命を賭けて相手をせん滅(殺傷)する**」という**武力行使への服従義務**がある。
- すなわち、**自衛隊法第52条**は、服務の本旨として、隊員に「**事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に努め**」ることを求め、「**服務の宣誓**」(同法第53条)を行なわせている。
- これにより軍隊(国家)は、特定の個人に対して**自己の生命を国家のために犠牲にするよう命じることができる**。

## ◆ 自衛官の「公務労働」の内容と国民の認知度

- 自衛官は、入隊直後から、相手をせん滅(殺傷)し「賭命義務」を遂行する兵士養成の厳しい教育訓練が始まる。
- 自衛隊員は、上命下服の絶対的な規律の下で勤務生活を送る。軍隊の規律は軍紀と呼ばれ、「服務ハンドブック(幹部隊員用・服務参考資料)」は次のように説明する。
- 「自衛隊はその**規律の基礎を戦闘におく**。戦闘の目的は、敵に勝ち味方を守ることにある。したがって規律は最も厳正であることを要し、非常危急の際にこそ役立つものでなければならぬ。厳正な規律によつてのみ、部隊はその行動において正しく、速く、強く、ことに臨んで確実に目的を達することができる。規律は部隊の生命である」。

- 「自衛隊の規律の特性で一番重要な点は、**規律の基礎が戦闘にある**ということである。戦闘の規律から発して、すべて平時の規律が作られていることが、**一般の社会の規律とは異なっている**」 こうして「**自覚に基づく積極的な服従の習性を育成する**」とされる。
- しかし、このような自衛官という職業の特質を多くの国民は理解していない。また、戦闘の規律と平時の規律を同一化していることや、24時間勤務し所定労働時間の内外という観念がないこと、「積極的な服従の習性」を育成する指導理念など、民間企業や一般官庁とは**全く違う勤務条件**であることも多くの国民は知らない。**ましてや未成年者や学生はなおさらである。**

- ◆ 安保法制と安保3文書は、自衛隊が他国の領域において武力行使をすることが解禁されことを意味しており、自衛隊が憲法第9条第2項が保持を禁ずる戦力に該当することがさらに明白になった。
- ◆ このような任務を遂行する「人的・物的手段の組織体」である自衛隊は、その人的手段である兵士＝自衛官もまた違憲の存在だということができる。

## 「戦争国家づくり」のための人的基盤強化

若者を戦場に送る企みに自治体に加担することに

**これがこの問題の本質！**

## 自衛隊への応募者が減少する中で…

- \* 自衛隊への志願者の減少傾向が続くことによる「人的基盤」の揺らぎ  
→ 国による地方自治体への働きかけ強化

特に現場部隊で中核となる「曹」や現場最前線で活動する「士」の採用環境で厳しさが増大→安保関連法成立以後に任務の危険度増、少子化

一般曹候補生志願者 = 4万3639人(2009年度) → 2万4841人(2022年度) \* **4割強減少**

・ 自衛官候補生の採用達成率 = 昨春の採用達成率が目標の4割強

\* **2009年度以降最低**

\* 志願者の年齢上限を33歳未満に引き上げ(2018年度～)

\* 自衛官の定年延長(2018年度～)

資料65 自衛官の定員及び現員並びに自衛官の定数と現員数の推移（過去10年間）

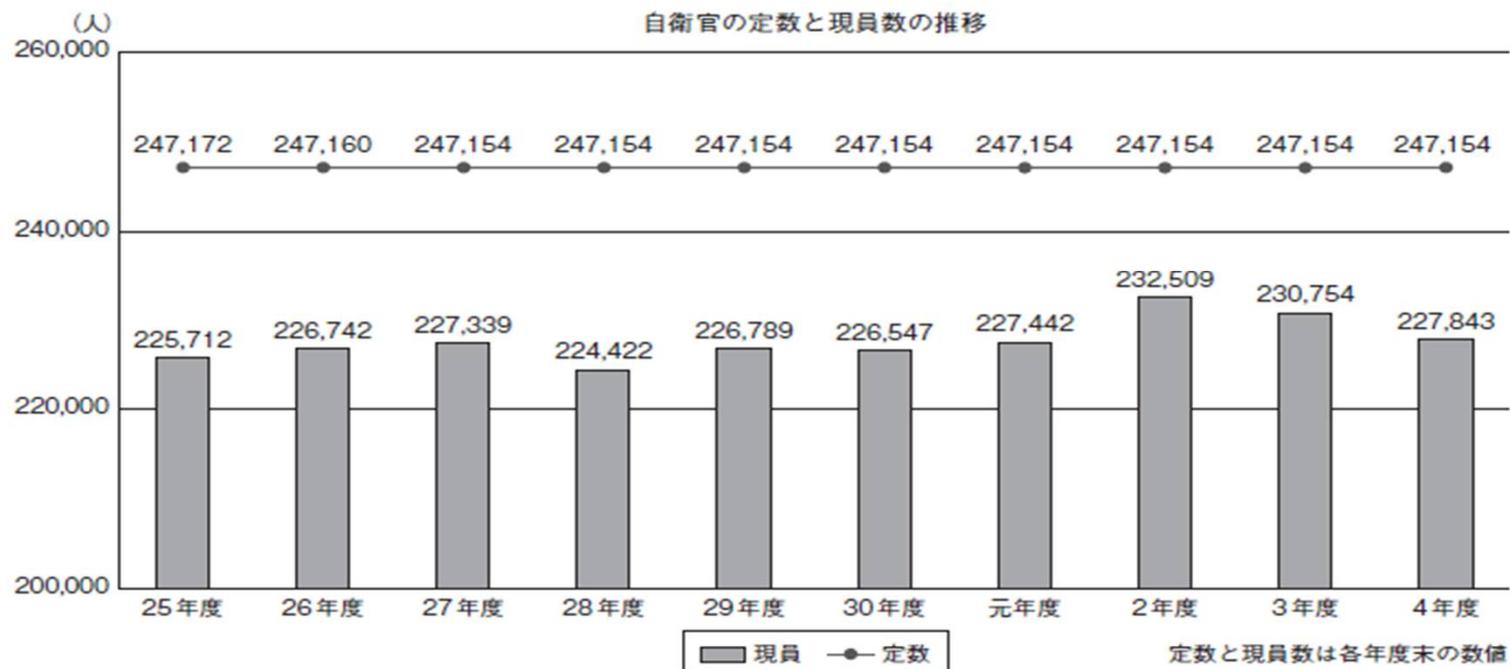
(2023.3.31現在)

区分	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊	統合幕僚監部等	合計
定員	150,500	45,293	46,994	4,367	247,154
現員	137,024	43,106	43,694	4,019	227,843
充足率(%)	91.0	95.2	93.0	92.0	92.2

区分	非任期制自衛官						任期制自衛官			
	幹部		准尉		曹		士			
定員	46,487		4,924		141,371		54,372			
現員	43,166	(2,712)	4,677	(117)	138,900	(9,866)	24,519	(3,723)	16,581	(3,448)
充足率(%)	92.9		95.0		98.3		75.6			

(注) 1 現員の( )は女子で内数  
2 定員は予算定員



## 「安保3文書」で明記された「人的基盤強化」②

### ・国家安全保障戦略

防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化

防衛力の中核である自衛隊員が、その能力を一層発揮できるようにするため、人的基盤を強化する。そのために、より幅広い層から多様かつ優秀な人材の確保を図る

### ・国家防衛戦略

#### 人的基盤の強化

防衛力の中核は自衛隊員である。防衛力の抜本的強化を実現するために当たっては、自衛官の必要な定員は増やさずに必要な人員を確保するとともに、自衛隊員には、これまで以上の知識・技能・経験が求められている・・・(中略)

採用については、質の高い人材を必要数確保するため、**募集能力の一層の強化**を図る

# 「防衛省・自衛隊の人的基盤の強化に関する有識者検討会」報告書

2023年7月12日

## ○人材確保は防衛力抜本的強化の「車の両輪」

我が国の防衛予算は令和5年度から9年度にかけて、合計43兆円となり、前中期防衛力整備計画の27兆円から飛躍的に増大することとなる。これにより防衛省・自衛隊は、スタンド・オフ防衛能力、統合防空ミサイル防衛能力など広範な分野で能力強化を図っていくこととしている。

他方、どれだけ高度な装備品等を揃えようと、それを運用する人材の確保がままならなければ、防衛力を発揮することはできない。自衛隊員はまさしく防衛力の中核であり、その人材確保は、装備品等の整備と並び、防衛力の抜本的強化を支える**車の両輪**ともいうべきもの

である。この両輪が駆動することにより、実効的な防衛力の構築が進んでいく

## 緊急時や戦時に若者を「動員」する仕組みにも

### 自治体の「名簿」提供は「徴兵制」のベースとなる仕組み

＊米国やドイツなどでは、緊急時の徴兵実施のために徴兵名簿を整備する制度が今も存在している

→米国の例：「選抜徴兵」制(SSS)

18歳から25歳の米国市民および永住権を保持する男性は、  
連邦選抜徴兵登録庁への登録義務

実際の兵役義務はないものの、緊急事態時や戦時中に兵員が必要になった場合を想定して「登録者名簿」を政府が管理する仕組み

「徴兵制」の日本政府の見解

「憲法18条が禁止する『意に反する苦役』に該当する憲法違反で、政権が変わっても導入はあり得ない」とは言っているが…

## 当事者である青年本人が原告となる裁判をしたい

イラク派兵違憲差止訴訟・名古屋高裁判決（2008年4月17日）

「**憲法9条に違反する国の行為、すなわち戦争の遂行、武力の行使等や戦争準備行為等によって、個人の生命、自由が侵害され・・・裁判所に対し当該違憲行為の差し止め請求や損害賠償請求等の方法により救済を求めることができる**」（平和的生存権）

## 当事者である青年本人が原告となる優位性

「原告資格なし」「訴えの利益なし」などの理由で**門前払いにできない。**

具体的な権利侵害があり、紛争性がある。

権利侵害の違法性についての実質審理に入らざるを得ない。

※安保法制違憲訴訟の各地の判決

「現に日本が他国から武力の行使を受け、あるいはその**具体的危険が生じていない**から、**原告らは**国家賠償を求める**法的保護利益を有しない。**」

## 高校生が原告となることの特別な意義

名簿提供時、対象者は全員未成年。

自衛隊からのDMが届いた時、RYUは17歳。

高校生・とりわけ未成年者への求人活動には教育的な配慮が必要。

未成年者の個人情報を、保護者の同意なく提供していることの問題はなおさら大きい。

## 高校卒業予定者に対する職業紹介の規制 と自衛隊への適用

### ◆ 新規学校卒業者に対する職業紹介の意義とルール

#### ○ 厚生労働省

「新規学校卒業者の就職は、**その将来を左右する重要な問題**であり、学校における教育や、家庭、地域社会における社会的啓蒙の過程において**十分な配慮が必要**である。また、その職業紹介にあたっては、新規学校卒業者が**職業に対する知識経験の乏しい事**から、新規学校卒業者に対し適性と能力に応じた職業選択ができるよう職業指導を計画的に行う必要」がある。

#### ○ 職業安定法第27条第1項

#### ○ 職業安定法第33条の2第1項

## ◆ 高校卒業予定者に対する求人活動の規制

厚生労働省は、求人者の求職活動が無秩序に行われることに対して、「学校教育上支障を及ぼすとともに、新規学校卒業者の適正な職業選択を阻害する要因ともなるので、職業安定機関は、新規学校卒業者を対象とする求人活動については、関係各機関との連携を図りつつ公正かつ適正な活動が行われるよう必要な指導規制を行うものとする。」として、次の基本方針を定めている。

- ・家庭訪問の禁止
- ・学校訪問についての指導
- ・文書募集に対する指導

## ◆ 除外申請制度について

- ・除外申請制度は例外要件を満たさない
- ・外部提供の例外要件は本人からの積極的な同意
- ・除外申請制度は、本人からの申請がなければ自衛隊に対して個人4情報を提供するもので、原則と例外を逆転。
- ・除外申請制度の告知もホームページへの掲載と2022年12月の広報誌への簡単な記事の掲載のみ

## ◆ 除外申請制度による炙り出しの危険

- ・奈良市は、除外申請制度を組み合わせた名簿提供行為を行っているが、除外申請制度を組み合わせることで、自衛隊が常に関心を持ち続けてきた**自衛隊を忌避する思想の持ち主を炙り出す結果**となる。
- ・除外申請制度であえて提供を回避した市民は、自衛隊に対する忌避的な感情を持つ市民として**分類**されることとなり、自衛隊はかかる市民を**リスト化**し、**監視**を始める蓋然性が高い
- ・自衛隊は、提供された名簿と、住民基本台帳の写しを照合すれば、除外申請制度を利用した市民の氏名、生年月日、性別、住所は容易に割り出すことが可能

- ◆ 奈良市が、除外申請制度を認めつつ、自衛隊に対して募集対象者の名簿を提供する行為は、非暴力の価値観や反戦平和の思想・信条を持って自衛隊を忌避する市民の住所氏名などを積極的に炙り出す効果を伴うものであるから、思想良心の自由(憲法19条)の一つである「沈黙の自由」の侵害となり、違憲である。
- ◆ 除外申請制度は、本件条例第8条第1項(2)の例外要件を満たすものではないのみならず、思想良心の自由(憲法第19条)の一つである「沈黙の自由」を侵害する「違憲の制度」であって、除外申請制度によっても奈良市の違法性は阻却されない

## 原告のコメント

- 自衛隊からの勧誘はがきが届いたときは、自衛隊に行く気もありませんでしたし、特に何も思いませんでした。
- しかし、その後よく考えてみると、自分の個人情報が自衛隊に本人の承諾もなしに渡っていることがすごくおかしいと思いました。

## 原告のコメント

- 自衛隊の印象は、災害救援で活躍しているということぐらいで、それ以上のことは知りませんでした。
- 自分は戦争はない方がよいと思っています。争いごとは話し合いで解決すべきと思っているので、武器を持ってたたかう自衛隊に参加するつもりはありません。
- 自衛隊から勧誘のはがきが届いたことは、やっぱり怖いなと思っています。

## 原告のコメント

- 全国で自分と同じような年齢の、若者の個人情報  
が自衛隊に提供されているのはおかしい  
と感じています。
- 自分が原告になることで、若者の個人情報提  
供を止めるようにするために少しでもお役に立  
てるのなら、という気持ちで原告になることを決  
意しました。

## 原告の家族(親)のコメント

- 私たちの子ども時代に当たり前だったクラス名簿や連絡網は、今の学校では作成されていません。それぐらい今は個人情報厳格に管理することが当たり前になっています。それなのに、公の組織の奈良市が、本人・保護者の承諾もなしに個人情報を自衛隊に提供しているなんて、ありえません。
- もし民間の会社が、本人の承諾なしに個人情報を外部に流出させ、求人のためにその情報を使っていたら、社会的に大きな問題になります。
- 私の子どもに自衛隊からの勧誘はがきが届いたとき、子どもは17歳の未成年でした。保護者の承諾もなく、未成年の子どもにこのようなことを行った奈良市と自衛隊に怒りを覚えます。

## 原告の家族(親)のコメント

- そのうえ、自衛隊は災害救援で活動していることばかり報道されています。災害救援も大切な仕事のひとつだと思いますが、自衛隊は決して、ただの災害救援隊ではありません。日本は今、現政権のもと、軍事費が倍増し、世界第3位といわれる軍事大国化へと進んでいます。私の子どもは、自衛隊員は災害救援をする人だと思っていて、その実態を理解していません。まるで、**子どもをだまして自衛隊に勧誘しようとしているように保護者として感じます。**
- 除外申請制度は、子どもに自衛隊からの勧誘はがきが届いた後に知りました。そのような制度を作るよりも、自衛隊に個人情報を提供する前に、本人や保護者に「自衛隊に個人情報を提供することに同意します」と同意を取るべきです。

## この裁判の意義

- 若者のプライバシー・人権を守るたたかい。
- 「若者を戦場に送らない」たたかい。自衛隊の違憲状態（対米従属の軍隊）を実態に基づき批判する。
- 戦争する国づくりの大きな犠牲者は青年。全国の青年のたたかいを高める重要な契機に。



第1回口頭弁論報告集会

## 第2回口頭弁論

2024年10月8日（火） 14：00～

奈良地裁にて

裁判への大きなご支援を

ご清聴ありがとうございました。